

📖 「外商投資性会社に係る管理措置を一層改善することに関する通知」 公布について

2011年12月19日  
第43号

企画部 調査課

2011年12月8日付で、商務部と国家外貨管理局より「外商投資性会社に係る管理措置を一層改善することに関する通知」（商資函〔2011〕1078号 以下「通知」と略）が公布されました。

本「通知」は、外商投資性会社が人民元資金を用いて傘下企業への出資・増資を行う際、今年3月29日に国家外貨管理局により公布された『国家外貨管理局資本項目管理司による外商投資性会社の再投資に関連する験資報告の関連問題の操作手引を配布する通知』（匯資函〔2011〕7号、以下「7号令」）により必要とされていた「投資性公司自身の増資」を不要とする内容となっております。「通知」の公布後、以下2種類の投資性公司による域内再投資スキームのいずれも実施することが可能となります。

- ✚ 投資性公司への増資手続を行わない場合（詳細は図Ⅰ、図Ⅱをご参照ください）
- ✚ 投資性公司への増資手続を行う場合（詳細は図Ⅲをご参照ください）

7号令の公布以前は、外商投資性公司は投資性公司自身の増資を行うことなく中国域内再投資を行うことが認められていました。ところが、7号令の公布により、配当再投資を行う際には当該配当金を用いて投資性公司の登録資本金を増資することが前提条件とされました。これは外商投資性公司とその親会社に対し手続面の負担（増資申請等）および税務コストの増加（みなし配当に対する源泉所得税）をもたらすものであり、投資性公司を設立するメリットを損なうものとして議論を呼んでおりました。

今回の通知により、投資性公司の増資手続を経ることなく、直接域内再投資を行うことが再度認められるようになったもので、外商投資性公司にとっては朗報といえます。

通知の主要内容は以下の通りとなっております。

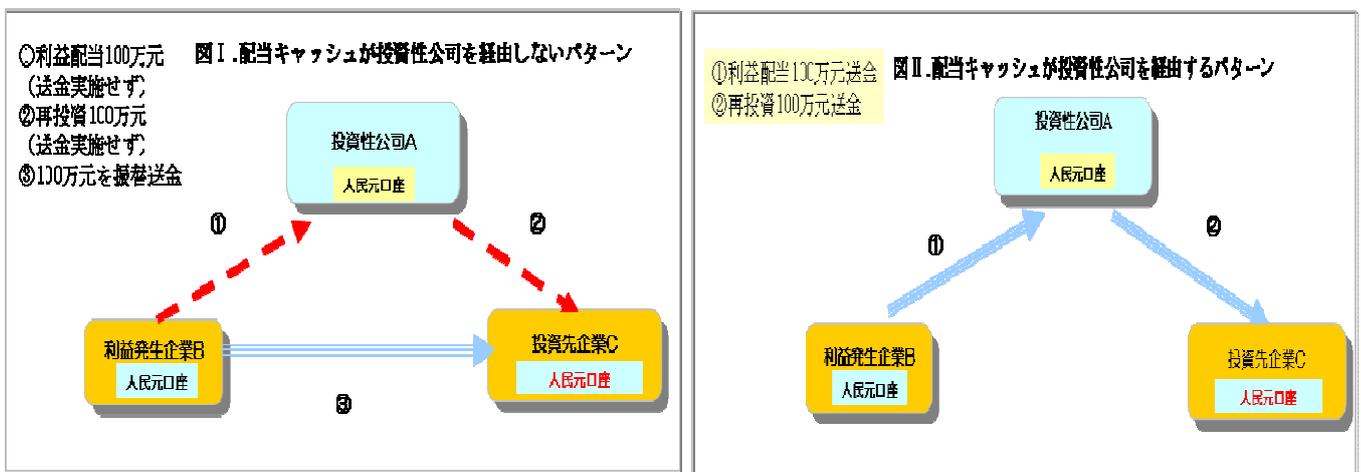
### ◇投資性公司による域内再投資のルート

「通知」により、投資性公司は中国域内で取得した人民元利益、投資の先行回収、清算、持株譲渡、減資等の人民元資金を利用した配当再投資を行う場合、以下の二つのルートが認められます。

(例) 配当再投資

#### ①投資性公司の増資手続をせず、直接域内再投資を行う

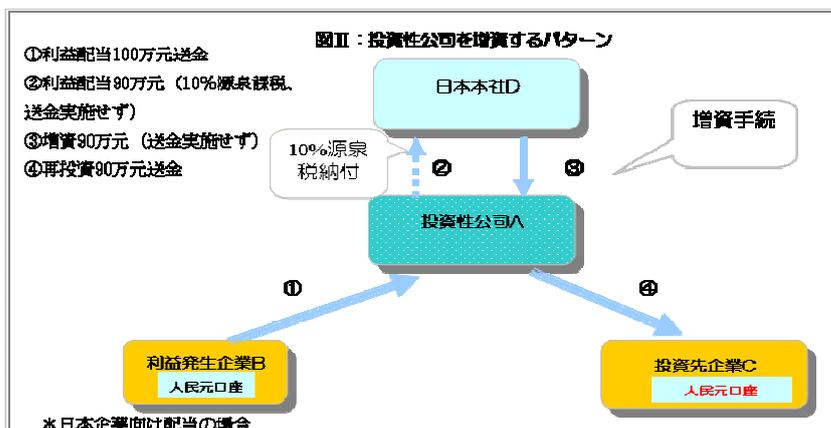
この場合、「配当キャッシュが投資性公司を経由しないパターン」(図 1)と「配当キャッシュが投資性公司を経由するパターン」(図 2)に分けられています。



「通知」及びその他の関連規定に基づき三菱東京銀行UFJ(中国)企画部調査課作成

#### ②外国投資者による投資性公司への増資後、域内再投資を行う

従来の7号令では以下の手続となっております(本社が日本にあるケースを想定)。これは、投資性公司が利益発生企業から人民元所得を取得した後、外国投資者が投資性公司への増資手続を行ってから、域内再投資を行うスキームとなります。この場合、みなし配当が発生することになり、10%の源泉税が徴求される可能性がありますので、投資性公司は手続上の負担と税務上のコスト負担が大きくなることが予想されました。



「通知」及びその他の関連規定に基づき三菱東京銀行UFJ(中国)企画部調査課作成

#### ◇投資性会社が再投資を外貨管理部門に申請する際の提出資料

「通知」により、外貨管理部門への提出資料は以下の通り規定されています<sup>1</sup>。

-  申請書
-  外商投資企業外貨登記 IC カード
-  商務部門が発行した当該外商投資性会社の域内投資に関する批准証書
-  人民元資金源証明書類。外商投資企業の外国投資者が取得した利益、投資の先行回収、清算、株譲渡、減資による所得を以って域内再投資（増資）を行う際の審査書類を参考に  
にする。
-  直近一期の験資報告（資本金払込検査報告書）と財務監査報告（対応する外貨収支状況  
表審査報告を添付すること）

#### ◇域内貸付の域内再投資への禁止

従来、規定上、投資性会社が域内貸付を域内再投資資金として使用できるかどうかについては、明確にされていませんでしたが、「通知」は、投資性公司による域内貸付は域内再投資に使用不可、と明文化しました。

上述のように、「7 号令」の施行後、投資性公司による域内再投資に対して一時的に規制が強化されたため、中国の外商投資導入に不利な影響を与えると心配されていました。このたび公布された「通知」で、投資性公司の域内再投資関連手続に二つの選択肢が与えられるようになり、引き続き外商投資導入の魅力を維持して、外商投資導入を増やしたい政府側の意図が窺えます。これからも外商投資導入に関して、引き続き規制緩和の方向にあると思われますので、今後、投資性公司を含む外商投資企業関連の政策動向をフォローし、新たな関連情報を入手次第、別途ご案内申し上げます。

以 上

<sup>1</sup> 実際関連業務を取扱う際、所在地の外貨管理局に確認して頂く必要があると思われます。

【参考資料】投資性公司による域内再投資関連法規一覧表

公布時期	法規
1996 年 6 月	『外商投資企業の資本金変動の若干問題に関する通知』【96】匯資函字第 188 号
2004 年 11 月	『外商投資による投資性公司設立に関する規定』（商務部令 2004 年第 22 号）
2006 年 5 月	『外商投資による投資性公司設立に関する補充規定』（商務部令 2006 年第 3 号）
2008 年 8 月	『国家外貨管理局総合司による「外商直接投資外貨業務操作規程（系統版）」を配布する通達』（匯総発【2008】137 号）
2011 年 3 月	『国家外貨管理局資本項目管理司による外商投資性公司の再投資に関連する驗資報告の関連問題の操作手引を配布する通知』（匯資函【2011】7 号）
2011 年 12 月	『外商投資性公司に係わる管理措置を一層改善することに関する通知』（商資函【2011】1078 号）

以下は中国語原文と日本語仮訳です。

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;"><b>关于进一步完善外商投资性公司 有关管理措施的通知</b></p> <p style="text-align: center;"><b>商资函[2011]1078 号</b></p> <p>各省、自治区、直辖市、计划单列市、新疆生产建设兵团以及哈尔滨、长春、沈阳、济南、南京、杭州、广州、武汉、成都、西安商务主管部门，各国家级经济技术开发区、边境经济合作区；国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局：</p> <p>为规范外商投资性公司的审批和外汇管理，推动外商投资性公司进一步发展，现就有关事项通知如下：</p> <p>一、各级商务主管部门应加强对外商投资性公司审批统计信息的审核管理。对批准设立的外商投资性公司，需在《外商投资企业基础信息表》中标注“投资性公司”，并录入商务部外商投资企业审批管理系统。对其他各类型企业均不得标注“投资性公司”或“投资控股”等类似名称。上述内容将作为外商投资企业联合年检的重点检查事项。</p> <p>二、外商投资性公司的境内贷款不得用于境内再投资。</p> <p>三、外商投资性公司可将其在中国境内获得的人民币利润、先行回收投资、清算、股权转让、减资的人民币合法所得，经所在地外汇局核准后，直接用于境内投资；外国投资者也可将其上述合法所得向投资性公司注册资本出资（或增资）后开展境内投资。外商投资性公司申请办理境内投资核准手续，应向外汇管理部门提供以下材料：</p>	<p style="text-align: center;"><b>外商投資性会社に係る管理措置を 一層改善することに関する通知</b></p> <p style="text-align: center;"><b>商資函 [2011] 1078 号</b></p> <p>各省、自治区、直辖市、計画単列市、新疆生産建設兵団およびハルビン、長春、瀋陽、済南、南京、杭州、広州、武漢、成都、西安商務主管部門、各國家級經濟技術開發区、辺境經濟合作区、國家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部、深圳、大連、青島、アモイ、寧波市分局：</p> <p>外商投資性会社の審査および外貨管理の規範化により、外商投資性公司の一層の発展を推進するため、関連事項を以下の通り通知する：</p> <p>一、各級商務主管部門は、外商投資性会社の審査・統計情報に対する審査管理を強化しなければならない。設立を批准した外商投資性公司に対し、「外商投資企業基礎情報表」に「投資性公司」と注記し、商務部外商投資企業審査管理システムに記録する。その他の各類型企業に対しては、「投資性公司」或いは「投資持分支配」等、類似の名称を注記してはならない。上記内容は、外商投資企業連合年度検査の重点検査事項とする。</p> <p>二、外商投資性会社の域内貸付は域内の再投資に使用してはならない。</p> <p>三、外商投資性公司是、所在地の外貨管理局の批准を得た上で、中国域内で取得した人民元利益、投資の先行回収、清算、持分譲渡、減資による合法的な人民元所得により、域内投資に直接使用することができる。外国投資者は、上記の合法的所得により、投資性公司の登録資本に出资（もしくは増資）した後に、域内で投資を行うことができる。外商投資性公司が域内投資に関わる審査申請手続を行う際、外貨管理部門へ以下の資料を提出しなければならない：</p>

<p>(一) 书面申請； (二) 外商投资企业外匯登記 IC 卡； (三) 商務主管部門關於外商投資性公司境內投資的批准文件； (四) 人民幣資金來源證明材料，應參照外商投資企業外國投資者辦理所得利潤、先行回收投資、清算、股權轉讓、減資所得在境內再投資（增資）業務提交的文件； (五) 最近一期驗資報告和財務審計報告（附相應的外匯收支情況表審核報告）。</p> <p>上述材料經所在地外匯局審核無誤並出具核准件後，外商投資性公司可將相應人民幣資金直接劃轉至所投資企業，或先劃轉至外商投資性公司再轉匯至所投資企業。</p> <p>所投資企業所在地外匯局憑會計師事務所工作聯繫函及驗資詢證申請（流入類）、《外國投資者出資情況詢證函》、外商投資性公司所在地外匯局出具的上述境內投資核准件復印件等材料，為所投資企業辦理相應的驗資詢證登記手續，並應在核准件原件上標注已驗資的金額和日期。</p> <p>各級商務、外匯主管部門在執行中如發現問題，請及時與商務部（外資司）、外匯管理局（資本項目司）聯繫，通報有關情況。</p> <p style="text-align: right;">商務部 外匯局 二〇一一年十二月八日</p>	<p>(一) 申請書 (二) 外商投資企業外匯登記 IC 卡 (三) 商務部門が發行した当該外商投資性公司の域内投資に関する批准證書 (四) 人民幣資金源證明書類。外商投資企業の外國投資者が取得した利益、投資の先行回収、清算、持分譲渡、減資による所得を以って域内再投資（増資）を行う際の審査書類を参考にする。 (五) 直近一期の驗資報告書（資本金払込検査報告書）と財務監査報告書（対応する外貨収支状況表審査報告書を添付すること）</p> <p>所在地の外貨管理局は、上記資料を審査し、誤りのないことを確認した上で、批准證書を發行した後、外商投資性公司是相應する人民幣資金を投資先企業へ直接振り替え入金するか、もしくは先に外商投資性公司へ振り替えた後に、投資先企業へ振り替え入金することができる。</p> <p>投資先企業の所在地外貨管理局は、會計事務所が發行した業務連絡書および驗資検査照会申請書（流入類）、「外國投資者出資状況検査照会書」、外商投資性公司所在地の外貨管理局が發行した上記域内投資批准書の写し等の資料に基づき、当該投資先企業のために相應する驗資検査照会登記手續を行い、批准書原本に驗資金額と日付を明記しなければならない。</p> <p>各級商務、外貨主管部門は執行中に問題があった場合、速やかに商務部（外資司）、外貨管理局（資本項目司）に連絡し、関連情報を報告すること。</p> <p style="text-align: right;">商務部 外貨管理局 二〇一一年十二月八日</p>
---	--

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司企画部調査課

三菱東京 UFJ 銀行 國際業務部】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

**三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部調査課**

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大廈 4 階 照会先：邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext. 233  
上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亞大廈 20 階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext. 4250  
丁海聡 TEL021-6888-1666 ext. 4255